

# ショートステイご利用料金

聖芳園（ショートステイ）の料金は、介護保険サービス費（合計①）と食事・居住費（合計②）とその他（合計③）の合計になります。

## 介護保険負担割合1割（合計①） 要支援

	単位	要支援1	要支援2
1	施設サービス費	451円	561円
2	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算
自己負担合計額		473円	583円
4	療養食加算	8円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算
5	若年性認知症利用者受入加算	120円	精神科医師による定期的療養指導による加算
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算
7	送迎加算	184円	送迎をご利用時の料金（片道）
8	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額）×14.0%「介護職員処遇改善加算Ⅰ」	

## 介護保険負担割合1割（合計①） 要介護

	単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1	施設サービス費	603円	672円	745円	815円	884円	
2	夜間職員配置加算（Ⅰ）	13円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること				
3	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算				
自己負担合計額		638円	707円	780円	850円	919円	
4	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円	見守り機器等を1つ以上導入し業務改善の取り組みによる効果を示すデータを厚生労働省に提出した場合に加算				
5	療養食加算	8円	医師の指示に基づく治療食等の提供に関する加算				
6	若年性認知症利用者受入加算	120円	精神科医師による定期的療養指導による加算				
7	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算				
8	送迎加算	184円	送迎をご利用時の料金（片道）				
9	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	（サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額）×14.0%「介護職員処遇改善加算Ⅰ」					

・介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じ、利用者負担額が決まります。1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割・3割に該当する方もおります。その場合は2倍・3倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

## 食事・居住費（合計②）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
居住費	380円	480円	880円	880円	1,231円
合計（日額）	680円	870円	1,530円	2,240円	2,676円

食費内訳（朝：401円・昼：522円・夕：522円）

## 介護保険外サービス（合計③）

①タオル使用：100円（1回）
②菓子代：80円（1日）
③電気料金：30円（一口・1日）。日常生活に必要な製品（電気シェーバー・携帯電話等）除く。
④オムツにかかわる購入費及び、洗濯料等のお支払いは無料。
⑤理・美容代：2,300円～（総合整髪）
※交通費：通常の事業実施地域（北広島市、厚別区、白石区、清田区）以外の地域にお住まいの方でサービスを利用する場合・当事業所の車両を使用する場合：自動車走行距離（km）×20円/km。（1キロメートル未満の距離の端数は四捨五入）
※特別な食事代：センター祭、敬老の日記念行事などの際にかかるお食事代 500円/回

## 対象者/特定入所者介護サービス費

	食費	居住費
1段階	300円	380円
2段階	600円	480円
3段階①	1,000円	880円
3段階②	1,300円	880円
4段階	1,445円	1,231円

・食費、居住費は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額に応じ、ご負担頂く金額が決まります。  
 ・介護保険負担限度額認定証は、世帯の所得状況に応じて負担限度額が設定されます。  
 発行には市区町村への申請が必要となります。尚、所得・資産によって、負担が軽減されない場合があります。